



東北ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和6年12月9日

東北ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、東北ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

【東北ブロック取決事項】

歯 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	原則として、「ダツリ、C」病名に対して、再診月において、診療実日数が1日で歯科治療が終了する場合の歯科疾患管理料(2回目以降)の算定を認める。	管理計画に基づく継続的な口腔管理等を行ってきた患者に対して、「ダツリ、C」病名で、再診月において診療実日数が1日で歯科治療が終了する場合であっても、歯科疾患等の再発防止及び重症化予防のため、生活習慣の状況や口腔衛生状態等に係る口腔管理及び療養上必要な指導が行われる場合がある。	令和7年9月29日に「審査情報提供事例(歯科)」として公表

本件に関する問合せ先

東北審査事務センター

・ 内科・歯科審査室歯科審査課(TEL:022-785-9135)河村